

令和 6 年度

第6回 第一農地部会定例会議事録

令和6年9月30日（月）

上越文化会館 4階 大会議室

令和6年度第6回第一農地部会定例会議事録

日時 令和6年9月30日(月)午前10時

場所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

4番 古川	6番 竹山	9番 吉村
13番 新井	14番 竹内	16番 清水
20番 篠宮	23番 佐藤	24番 松本

(2) 農地利用最適化推進委員

倉石	高島	野島	片桐
笠原	荻原	小林	白滝
横田	平野	清水	野村
上原	長野	穂苅	

2 欠席委員

(1) 農業委員

綿貫	牧繪	飯塚
----	----	----

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	高島
----	----

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局长	金子
	次長	秋山
	主任	中村
中郷区駐在室	副主任	丸山
板倉区駐在室	副主任	宮尾
清里区駐在室	副主任	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

4番 古川	16番 清水
-------	--------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- 議案第6号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について

(板倉区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

2 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、出席委員数9人、欠席委員数3人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数15人、欠席推進委員数2人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。 議席番号4番 古川委員、16番 清水委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。 皆さんそれに続いて唱和をお願いします。 それでは、議事録署名委員の古川委員読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p>
議長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>それでは、議案に入ります。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号217番から231番までの15件を報告します。 事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>農業委員会事務局 秋山です。 それでは1頁をご覧ください。 報告第1号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 こちらすべて合意による解約であります。 解約理由は、契約錯誤が1件、労力不足が14件です。 同解約に関連する案件は、備考欄に記載しております。 以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第1号の15件を承認します。</p> <p><報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」></p>
議長	<p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号93番から番号109番までの17件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは4頁をご覧ください。</p> <p>報告第2号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」8件、「敷地拡張」3件、「建売住宅」1件、「残土置場」1件、「アパート」1件、「駐車場及び冬季雪捨場敷地」1件、「店舗及び駐車場」1件、「資材置場」1件です。</p> <p>番号94番、104番につきましては、1,000㎡を超えているため、9頁、10頁に位置図を添付してございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、報告第2号の17件を承認します。</p> <p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p>
議長	<p>次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号23番の1件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは11頁をご覧ください。</p> <p>議案第1号は、農地法第3条の許可申請です。</p> <p>別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>番号23番につきましては、譲渡人が労力不足により規模縮小したため、認定新規就農者である譲受人が畑として利用するものであります。</p> <p>こちら全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p>

議長	<p>私からは以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号は、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」></p> <p>次に、議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」19番の1件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>それでは12頁をご覧ください。</p> <p>番号19番は、違反転用となります。</p> <p>申請者が着工後に相談に来たため発覚したものです。</p> <p>申請内容は、大字下吉野地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。</p> <p>13頁に位置図、14頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>譲受人は、市内の住宅に居住していましたが、地震で被災したことにより、建替が必要になったことから、申請農地を使用貸借し、住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、許可日から令和6年12月24日、土地利用計画は、住宅1棟、カーポート1棟、申請面積402㎡、所要面積420.87㎡(畑402㎡、宅地18.87㎡)建築面積160.35㎡で建ぺい率は38.10%となり、計画は妥当と判断しました。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が不要な案件であり、顛末書の内容からもやむを得ないものと判断しました。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 3 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」></p> <p>議案第 3 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番から 2 番の 2 件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>15 頁、議案第 3 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。</p> <p>最初に「1 農業振興地域の農用地区域への編入」の 1 番です。</p> <p>こちらは、土地改良事業を施工するため、農用地区域への編入を申請するものであります。</p> <p>次に 2 番です。</p> <p>こちらは、多面的機能を支える共同活動の対象農地とするため、農用地区域への編入を申請するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号について、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 2 件、貸借権設定 1 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号 429 番、430 番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>(事務局) 秋山</p>	<p>それでは、16 頁をご覧ください。 所有権移転 2 件の概略について説明します。 こちら双方の案件につきまして、担い手への農用地利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により所有権を移転するものであります。 いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、貸借権設定、番号 428 番の 1 件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>それでは、17 頁をご覧ください。 こちらにつきましては、終期を迎えるにあたり従前の契約を継続する再設定です。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決にはいります。 議案第 4 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 議案第 4 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 5 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 議案第 5 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定、番号 55 番、56 番の 2 件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>

<p>(事務局) 秋山</p>	<p>それでは 18 頁をご覧ください。</p> <p>こちらの案件は、農用地利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行うものであります。</p> <p>対象農地は、次ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 5 号について、原案のとおり決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 6 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」></p> <p>続きまして、議案第 6 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 1 件の実質化された人・農地プランを上程いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは 20 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 6 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区 1 件です。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>こちら「実質化された人・農地プランの案」についての意見照会となります。</p> <p>対象の小泉地区では、集落関係者による人・農地プランの見直しが行われ、地域の中心経営体を新たに増やすこととし、市に提出されました。</p> <p>プランでは、現在の耕作者が高齢化等で耕作継続が困難になった場合には、中心経営体への貸し付けを第一として集落内の農地を守っていくこととしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

	<p>それでは、採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 6 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 議案第 6 号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、原案のとおり決定します。 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p>(中郷区駐在室分の議案) <議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7103 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 丸山	<p>1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7103 番の 1 件を説明します。 別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。</p>
(中郷区) 丸山	<p>番号 7103 番は、高齢により日常の管理が出来ない地主の要望により、近隣の畑を耕作する譲受人に売却することになったものです。 提出のありました申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに地域調和要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>現地確認いただいた中郷区の農業委員から補足説明をお願いします。 16 番 清水委員をお願いします。</p>
議長	<p>「特段、問題・異常なし」と報告あり</p>
清水委員	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p>
議長	<p>(「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>

議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p>(板倉区駐在室分の議案)</p> <p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7506番から7507番の2件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 宮尾	<p>1頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7506番から7507番の2件を説明します。</p> <p>別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>番号7506番は、高齢で市外に居住し、日常の管理が出来ない地主の要望により、譲受人の所有地の隣接地であり、譲り受けて一体として耕作をすることになったものです。</p> <p>番号7507番は、区外に居住し、耕作が困難な状態となり、隣接する譲受人が家庭菜園として耕作するものです。</p> <p>提出のありました申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>現地確認いただいた板倉区の農地利用最適化推進委員から補足説明をお願いします。</p> <p>7506番 野村委員お願いします。</p> <p>「特段、問題・異常なし」と報告あり</p>
野村委員	<p>続いて、現地確認いただいた板倉区の農業委員から補足説明をお願いします。</p> <p>7507番 古川委員お願いします。</p>
議長 古川委員	<p>「特段、問題・異常なし」と報告あり</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p>

議長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>続きまして、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定5件を上程いたします。</p>
議長	<p>2頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定、番号7532番から7536番の5件を説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。</p>
(板倉区) 宮尾	<p>改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p>
議長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p>

<p>議長</p> <p>(清里区) 中条</p>	<p>(清里区駐在室分の議案)</p> <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」番号8113番から8115番の3件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます</p> <p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8113番から8115番の3件の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>受理した3件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、8113番が基盤整備事業に伴う農地中間管理機構への貸付、8114、8115番が新たに地元農業法人へ農地中間管理機構を通じて貸付けるものです。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、3件を承認します。</p> <p>次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
<p>議長</p> <p>(名立区) 高橋</p>	<p>(名立区駐在室分の議案)</p> <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9506番の1件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号9506番の1件の届出書を受理しましたので、報告します。</p> <p>受理した1件は、合意による解約であり、労力不足のため解約後は休耕となります。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件を承認します。</p>

議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p>
	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定2件を上程します。</p>
議長	<p>貸借権設定、番号9556番と番号9557番の2件について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>2頁の貸借権設定、番号9556番と9557番の2件について説明します。</p>
(名立区)	<p>2件とも、契約期間満了に伴う再設定案件で、引き続き耕作を行うものです。</p>
高橋	<p>いずれの案件も、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p>
	<p>以上です。</p>
	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p>
	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
	<p><その他></p>
	<p>その他に入ります。</p>
	<p>事務局から何かありませんか。</p>
議長	<p>(「ありません」の声あり)</p>
	<p>それでは、以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。</p>
議長	<p>続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。</p>

